

※※ 第 号			
※ 所管区名	☎	※ 所管区受付	年 月 日 第 号
※ 所管区進達	年 月 日 第 号	※ 所管区再進達	年 月 日 第 号
<b>特別児童扶養手当 支給停止関係</b> <span style="font-size: 2em;">〔</span> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: center;"> <small>発生 消滅 変更</small> </div> <span style="font-size: 2em;">〕</span> <b>届</b>			
京都市長 様		年 月 日	
		氏名 _____	
下記のとおり届け出ます。			
(ふりがな) 氏名	_____	証 書 号	都特第 _____ 号
住所	〒 _____		
① 支給停止事由発生 (変更)		年 月 日	
イ 所得の高い扶養義務者に扶養されるようになった。 ロ 所得の高い人と婚姻した。 ハ その他 {所得更正・その他( _____ )}			
② 支給停止事由消滅 (変更)		年 月 日	
イ 所得の高い扶養義務者に扶養されなくなった。 ロ 所得の高い扶養義務者が死亡した。 ハ 所得の高い配偶者と婚姻を解消した。 ニ 所得の高い配偶者が死亡した。 ホ その他 {所得更正・その他( _____ )}			
扶養義務者 又は 配偶者	氏名		扶養義務者 又は 配偶者
	個人番号	_____	個人番号
備考			

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから書いてください。
- ◎ ※, ※※の欄は記入する必要はありません。
- ◎ 字は楷書ではっきり書いてください。

## 注意

### 1 ①の欄について

- (1) イの「扶養義務者に扶養されるようになった」とは、受給者と民法第877条第1項に定める扶養義務者（以下単に「扶養義務者」といいます。）とが生計を同じくするようになった場合を指し、受給者が養育者の場合には、養育者が扶養義務者に生計維持されるようになった場合を指します。
- (2) 監護又は養育している児童の数が減った場合（いなくなった場合を除きます。）には、併せて特別児童扶養手当額改定届を出してください。
- (3) 監護又は養育している児童がいなくなるなど資格がなくなる場合には、特別児童扶養手当資格喪失届を出してください。

### 2 ②の欄について

- (1) 監護又は養育している児童の数が増えた場合には、併せて特別児童扶養手当額改定請求書を出してください。

### 3 この届に添えなければならない書類は、次のとおりです。

- (1) ①の欄のイ又は②の欄のイ又はロに該当する方は、あなたと扶養義務者の続柄が明らかになる書類、扶養義務者の前年又は前々年の所得が明らかになる書類、扶養されるようになった（又は扶養されなくなったか配偶者が死亡した）ことが明らかになる書類
- (2) ①の欄のロ又は②の欄のハ又はニに該当する方は、配偶者と婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。以下同様です。）した（又は婚姻を解消したか配偶者が死亡した）ことが明らかになる戸籍の謄本又は抄本などの書類、配偶者の前年又は前々年の所得が明らかになる書類

### 4 この届について分からないことがありましたら、区役所又は支所の人によく聞いてください。